



## 腎機能低下患者への抗菌薬の常用量処方

腎機能が低下した患者に常用量の抗菌薬を院外処方した際、薬局の薬剤師より疑義照会があり、過量投与を回避した事例が報告されています。

### 事例の内容

2年前に智歯を抜歯した30代の患者が再度来院し、他の智歯の抜歯を希望した。改めて既往歴を聴取し、治療中の疾患がないことを確認した。埋伏智歯抜歯術後に、腎機能に応じて投与量の調整を要する抗菌薬を常用量で院外処方した。薬局の薬剤師が患者の腎機能が低下していることに気付いた。薬剤師から処方内容について疑義照会があり、減量した。

### 事例の背景

既往歴を聴取した内容のみで判断し、お薬手帳などを確認しなかった。年齢が30代と若く、腎機能が低下していると考えなかった。



### 取り組みのポイント

～歯科診療所が考えた改善策を踏まえて～

- 歯科診療所で処方することが多い抗菌薬や非ステロイド性消炎鎮痛薬には、腎機能が低下した患者に注意が必要な薬剤があることに留意し、処方する前に患者の腎機能を把握し、患者の腎機能に応じた用法・用量で処方する。腎機能に応じた投与量は、医薬品添付文書などを参考にする。
- 既往歴を聴取する際は、病歴を確認するだけでなく、検査値(Ccr、eGFR等)も確認する。
- 院外処方では、薬剤師による処方監査が行われる。疑義がある場合には本事例のように問い合わせがあり、必要に応じて処方内容の変更や代替薬の提案があるため、その内容を十分に確認し対応する。

(参考) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例 2024年 No.8 事例3「病態禁忌」

[https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/sharingcase/sharingcase\\_2024\\_08\\_03G.pdf](https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/sharingcase/sharingcase_2024_08_03G.pdf)

- 薬剤師が、患者の腎機能が低下していることを把握・記録していたことで適切に処方監査を行い、歯科医師に疑義照会を行った事例を紹介している。
- 本事業は、医療事故情報収集等事業や薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業と連携し、医療安全の推進に取り組んでいる。薬剤の処方に関連する事例の報告もお願いしたい。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 TEL:03-5217-2323  
<https://www.med-safe.jp/dental/index.html>

※この歯科ヒヤリ・ハット通信は、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会等の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。  
※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。  
※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。